



849号
2018年11月27日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

■ご希望のお受け取り方法

<input type="radio"/> 郵便局の窓口	郵便局
購入希望日	月 日 午前

＜個人情報のお取り扱いについて＞
ご記入いただいた個人情報は、日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）においてご注文商品の販売および当社が提供する商品・サービスのご案内に利用させていただきます。また、ご記入いただいた情報は、当社が管理責任者として厳重に保管・管理いたします。なお、ご案内を希望されない場合は、購入を希望された郵便局へご連絡ください。詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトのプライバシーポリシーをご参照ください。
※購入希望日は、2018年11月1日（木）から翌年1月11日（金）までの期間でご指定ください。※お申し込み時に代金をお支払いいただくことはありません。※商品により売り切れの場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【年賀状申込書に記載されている個人情報の取り扱い】

購入者リストには、お客様の氏名、住所、年賀状の種類や枚数が記載されており、当然個人情報として取り扱う必要がある。「当社が管理責任者として厳重に保管・管理いたします。」と記載もしてある。

ところが、管理簿、交付簿も作らず、管理者から職員に配布されている。管理者に確認したところ、交付簿を作っていない事を認めた。それにも関わらず放置したままだ。

職員が書留や配達リストを無くした時、すぐに監査室に連絡して対応を

するのにも、管理者自らのコンプラ違反については対応しない。

この事は、呉局長も知っているが、リストの回収や管理・交付簿による個人情報保護の徹底などの周知もされていない。

朝礼で、「お客様の信用失墜行為をしてはならない」と発言しているが、信用失墜行為をしているのは、管理者である。

年賀状より件数は少ないが、かもめーるのリストもある事から、かもめーるの交付・管理簿の所在を確認したが「わからない」という回答だった。

交付・管理簿も内容により数年の保管義務がある。交付・管理簿を作成しない事や、保管していない事を当然違反である。

回収ができず、リストを渡された職員に保管・管理ができていないと指導や注意がされそうだが、責任を転嫁するようなことがあれば、すぐにユニオンに連絡してほしい。

理不尽な責任転嫁にはみんなで戦おう。

また、情報漏えい・滅失等が発生した場合、個人情報保護委員会等に速やかに報告するよう努めるとなっている。

連絡しているのだからかど疑問も残る。

- ① 利用目的の特定と公表
 - ② 適正管理、利用、第三者への提供
 - ③ 本人の権利と関与
 - ④ 本人の権利への対応
 - ⑤ 苦情の処理
 - ⑥ 匿名加工情報取扱事業者等の義務
- 今回問題となるのは主に②だ。
- 第20条 安全管理措置
- 個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 第21条 従業者の監督
- 従業者に個人データを

取り扱わせるに当たっては、該当個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

つまり、個人情報は、交付簿や施錠できる場所での管理が義務づけられている。

個人情報は現金書留に例えるとその重要性がわかり易い。書留を交付簿なしに個人に渡しているのだ。

また鉄庫での保管も徹底していない。

業務使用後も交付の事実がないので回収、廃棄がどうなっているのか確認すら出来ない上にしていない。

営業数字ばかり気にするのではなく、事の重大さに気づき対処するべきだ。

個人情報保護を怠り不適正な管理によって情報漏えいした場合、事件・事故の公表によって、企業は重大な損害が発生する。

法の定める義務に違反し、個人情報保護委員会の改善命令にも違反した場合は30万円以下の懲役または30万円以下の罰金の刑事罰が課せられる。

また、情報漏えいの被害や実害がなくても、情報漏えいされた本人から、漏えいしたという事実による

個人情報保護法違反 個人情報を管理せず配布

1. 法令違反発生！

呉郵便局では、前年の年賀状購入者を、社員別にリスト化している。

朝礼では前年購入者リストを活用して、販売の取りこぼしをしないようにと呼び掛け、班ごとの推進

管理にも利用されている。販売に活用してほしいと、一目でわかるリストを作るのは問題ない。とても便利なリストだ。推進状況や販売見込みも分かるので、管理者にも都合がよい。

しかし問題がある。個人情報保護法に違反しているからだ。

購入者リストには、お客様の氏名、住所、年賀状の種類や枚数が記載されており、当然個人情報として取り扱う必要がある。「当社が管理責任者として厳重に保管・管理いたします。」と記載もしてある。

ところが、管理簿、交付簿も作らず、管理者から職員に配布されている。管理者に確認したところ、交付簿を作っていない事を認めた。それにも関わらず放置したままだ。

職員が書留や配達リストを無くした時、すぐに監査室に連絡して対応を

2. 個人情報保護法

個人情報保護法は、情報の急速な進展により個人の権利利益の危険性が高まった事、国際的な法制の動向を受けて、平成17年4月に施行された法律だ。

個人情報取扱事業者に課せられる義務は大別して6点ある。

① 利用目的の特定と公表

② 適正管理、利用、第三者への提供

③ 本人の権利と関与

④ 本人の権利への対応

⑤ 苦情の処理

⑥ 匿名加工情報取扱事業者等の義務

今回問題となるのは主に②だ。

第20条 安全管理措置

個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第21条 従業者の監督

従業者に個人データを

4日以内に配達 土曜日の休配 総務省へ要望

損害賠償を民事訴訟や信用低下、問い合わせの急増により業務に支障が出るなど、多大なリスクが発生する可能性もある。

かもめーるのリストや保管期限内のものを含めると数百枚、数千件の情報に記載されているリストを職員からすべて回収できない場合、管理者は責任を取れるのだろうか。

責任を取らないと言えば、1年半前に発覚した広島県警での8572万円の盗難事件も問題になっている。

捜査継続中が理由で処分保留のまま、処分されることなくずさんな管理に関わった署員の退職が続いているのだ。

立場ある人が問題を先送りして責任を取らないのは、職種が違って同じなのかもしれない。

サービス低下の加速

現在、郵便物を出して配達されるまで「3日以内」が原則となっているが、「4日以内」に緩和を要望している事が分かった。

速達はこれまでと変わらない配達日数にする見込みだ。

土曜日を休配日にする要望もしており、サービスの低下は避けられない。

郵便配達は赤字になり易く国営で運営している国も多い。

民営化したのが、採算が取れず国営に戻した国もある。

公務員を削減するとPRした小泉総理が民営化の道筋を作り実行した。

郵便局は郵貯・簡保・郵便を一体して独立採算で運営されており、公務員だったのが税金は使われていなかった。

郵便は赤字になり易く、利益が出ては僅かだった。

郵貯・簡保の黒字があったので独立採算で運営できていたのだ。

それぞれの会社に分けて株式上場をしたが、郵便も持つ日本郵政の運営は特に厳しい。

上場した以上、株主の為に利益を出して、株主に利益を還元するのは当然だが、2020年に郵便事業

の本業で大幅赤字になるとの見通しがあり、経費削減をする為に総務省に要望する流れとなった。

郵便法がある為、制度を見直しするには郵便法の改正が必要だからだ。

人手不足で人件費が高騰しているのが経営の負担になっていると説明しているが、本当だろうか。

社員になる事を希望してもなれない仲間が多くいる事に矛盾を感じる。

人が足りないなら社員にして人の確保を優先するはずだからだ。

登用試験はあるが毎年狭き門となっている。

また人件費が高騰していると発言も聞こえるが、給料がすごく上がって生活が楽になり喜んでいたりといった話も聞かない。

状況はむしろ逆で、一般職は住居手当の廃止などで特に雇用条件が悪くなった。

政府も同一労働同一賃金の旗を振っているが、条件を悪く統一した郵便局の住居手当等の問題はネット上で話題になり批判の対象になった。

同様に悪条件に揃える企業が増える事が懸念されるからだ。

更に一般職は給料も低く設定されている。

転居の心配はないが、一

般職モデル年収を見ると基本給は54歳で20万5100円、年収482万円だ。

18歳の基本給は14万5800円、年収312万円となっている。

住居手当等の廃止が決まる以前のケースで計算されているので現在の年収はモデルより低い。

職種によって違いはあるが、大卒の平均初任給が約20万数千円となっている。

初任給と基本給の違いこそあるが、その低さは伝わるだろう。

もうすぐ12月でボーナス支給があるが、基本給はボーナスに反映される。

会社はボーナスの支給を抑える為、基本給から分離した各種手当に名称変更し基本給を下げた経緯がある。

基本給を下げればボーナスの支給額も下がり経費削減になる。

しかし、社員の雇用条件を改善するばかりでは優秀な人材は集まらない。

好雇用条件で優秀な人材を集める方が企業は繁栄する可能性が高い。

言うまでもない事だが社員を大切にしない会社は未来はないだろう。

火災共済のお知らせ

月額1800円（年額21,600円）で火災以外もワイドに保障する火災共済があります。

火災は当然として、7月豪雨のような大雨による床上浸水、落雷、大雪、車両の突入などある日突然の被害が起きたとき、幅広く保障してくれます。

保障は「再取得方式」として経過年数による減価がある「時価方式」と違い保険金で同等なものをご再建することができます。

地震については給付対象となりませんが、助け合いの理念で運営して

だんぜん安い!! 火災以外もワイドに保障!!

全労連共済の火災共済

ご存知ですか?

同じ保障内容で掛金はこんなに差が!

加入条件	●所在地: 愛知県	●建物: 2,100万円
	●構造: 木造	●家財: 1,500万円
	●居住面積: 30㎡	●合計: 3,600万円
	●居住人数: 4人	

年額掛金の差額 **53,040円**

全労連共済の年額掛金 **21,600円**

A損保の年額掛金 **74,640円**

しかも今なら

新規加入者に
クオカード最大5,000円分プレゼント!!

住宅・家財それぞれに500円以上新規加入していただいた方
5,000円のクオカードをプレゼント!

住宅・家財いずれか一方に500円以上新規加入していただいた方
2,500円のクオカードをプレゼント!

●火災共済に未加入の組合員本人が居住する住宅および家財が対象です

受付期間 ●本部、単産、地方共済会に加入申込書と掛金必着
●4/1~6/30 ●7/1~9/30 ●10/1~12/31 ●1/1~3/31

●次年度も同回数以上の継続加入が必須です
●申込みを受付けた月の翌月1日から発効となります

今後の予定

- 12月1日(土) 18:00~
呉支部忘年会
一とり (ビンゴ大会あり)
- 12月11日(火) 17:00~
第4回呉支部執行委員会
支部事務所

次号は12月11日予定